

第37回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 平成25年10月8日(火) 10:00～12:04

2. 場 所 中央合同庁舎4号館1階123会議室

3. 出 席 者 原子力委員会

近藤委員長、鈴木委員長代理、秋庭委員

原子力政策担当室

板倉参事官、柳澤政策調査員

日本原燃株式会社常務執行役員

村上秀明氏

原子力規制委員会 原子力規制庁

黒村安全規制調整官

外務省

前田課長補佐

文部科学省 原子力課

増子課長、石川課長補佐

経済産業省 原子力政策課

宮下課長補佐

4. 議 題

- (1) 日本原燃(株)六ヶ所再処理工場の現状について(日本原燃株式会社常務執行役員村上秀明氏)
- (2) 国立大学法人京都大学原子炉実験所の原子炉設置変更〔研究用原子炉の変更〕について(諮問)(原子力規制委員会)
- (3) 平成26年度原子力関係経費ヒアリング(原子力委員会、外務省、文部科学省、経済産業省)
- (4) 鈴木委員長代理の海外出張について
- (5) その他

## 5. 配付資料

- ( 1 ) 日本原燃（株）六ヶ所再処理工場の現状（村上秀明氏資料）
- ( 2 ) 国立大学法人京都大学原子炉実験所の原子炉設置変更〔研究用原子炉の変更〕について（諮問）
- ( 3-1 ) 原子力関係経費平成26年度概算要求ヒアリング（内閣府原子力委員会）
- ( 3-2 ) 平成26年度概算要求ヒアリング（外務省）
- ( 3-3 ) 文部科学省における平成26年度原子力関係予算概算要求の概要（文部科学省）
- ( 3-4 ) 経済産業省関連の原子力関係予算
- ( 4 ) 鈴木原子力委員会委員長代理の海外出張について
- ( 5-1 ) 第23回原子力委員会定例会議議事録
- ( 5-2 ) 第24回原子力委員会定例会議議事録

## 6. 審議事項

(近藤委員長) では、おはようございます。おそろいですから始めましょうか。時間はちょっと早いけれども。第37回の原子力委員会定例会議でございます。

本日の議題は、1つが、日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場の現状についてお話をいただくこと、2つが国立大学法人京都大学原子炉実験所の原子炉設置変更に関して御諮問をいただくこと、3つが平成26年度の原子力関係経費のヒアリングを行うこと、4つが鈴木委員長代理の海外出張について、5つ、その他でございます。よろしゅうございますか。

それでは、最初の議題からまいります。これについては事務局どうぞ。

(板倉参事官) 最初の議題でございますが、日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場の現状について、同社常務執行役員、村上様から御説明をお願いいたします。大体時間は20分ぐらいでお願いいたします。

(村上氏) それでは、資料第1号を御説明いたします。六ヶ所再処理工場の現状ということで、2ページ目に目次がございますが、本日、私が御説明いたしますのは大きく3点、いわゆるガラス固化設備に係る試験とその取組についてが1点、2点目が新規規制基準の対応も含めた安全性向上への取組み、3点目が全体を捉えて操業に向けてどういう準備をしているかといった点を説明したいと思います。

当社はガラス固化社内試験につきましては、ことしの5月に全部終わらして、使用前検

査を受検できるという状況で、残念ながら受検できていないですが、新規制基準に現状取り組んでいます。そういう意味で、こういった目次について3点選びました。

3ページ目でございますが、まず最初のアイテムのガラス固化設備に係るアクティブ試験の取組み、これにつきましては大きく3点分けて書いています。当初は2007年からガラス固化試験を始めましたが、2008年も含めて、流下性低下がありまして、それに関して更に天井レンガの脱落とか、トラブルも付随して起こりました。そういった意味で、これではいけないということで、いろいろ原因究明を根本的にやらなければということで、オールジャパン体制、具体的には当社、メーカーのIHI、JAEA等々、国内の大学関係を集めまして、いろいろな基礎実験も含めて検討を開始いたしました。特に実規模モックアップ試験による原因究明・対策の構築です。KMOCという東海にあるガラス溶融炉の実規模モックアップ試験装置で2年間にわたり原因究明を行いました。KMOCと実機の比較、安定条件の検討、それから更にどういう改善をやったらいいかと、こういった知見を見出しました。その結果、実機のほうにも改造工事を実施しまして、試験に臨んだということでございます。

試験の流れにつきましては4ページ、御覧になっていただきたいのですが、ガラス固化試験のまとめということで、改造工事等、モックアップ試験等の成果を踏まえて運転をしました。大きく2つのフェーズですが、事前確認試験とガラス固化試験という2つのフェーズに分かれますが、ガラス溶融炉、B系とA系、2系統ありますので、各々1個ずつ試験を開始しました。特に事前確認試験では、KMOCである運転範囲でうまくいきましたけれども、それが本当に実機でうまくいくかどうか。実機とKMOCの差異はないかというところが1つの焦点でして、KMOCで使った模擬廃液そのものを実機にも使い、その差を十分把握しました。その上で実廃液に臨んだということが象徴的なところですよ。これらにつきましては、2012年の6月から開始して、最終的にはガラス固化試験で安定運転確認、性能確認までことしの5月で終了いたしました。

ちなみに安定運転確認は洗浄運転という、運転を踏まえまして、高レベルの廃液を供給するフェーズと洗浄運転というフェーズを継続してやる運転です。あと性能確認といいますのは、事業指定申請書に出ている廃液供給量、これを確認するという試験でございますが、いずれもうまくいきました。残るはその使用前検査という状況になりました。この使用前検査につきましては、設備の施工に係る検査と、性能に係る検査があるわけですが、施工に係る検査は既に終了しております。残るは安全に直接関係のない、廃液供給量ということで、その処理能力に関する性能確認のみということで、当社としては受検できるという判断はして

いたのですが、残念ながら原子力規制委員会から新規制基準の対応後だという話がありました。

そういった流れの中で、ガラス熔融炉試験、うまくいったことはあったのですが、もう少し、これまでの反省点ということで、5ページ目にまとめました。これは大きく3点ございます。まず1つは、運転管理手法の把握ということで、これまでの反省としてやっぱり廃液の性状を十分把握できていなかったということで、それに対しての運転管理範囲の設定が不十分だったということで、それに関しましてはKMOC等で、いろいろなパラメータ範囲、いわゆる炉内の温度管理とか、白金管理に対していろいろな知見を得ましたので、それで見通しを得たということ。更に使用前検査もにらんで現時点では最も厳しいと考えられる廃液条件で試験を行ったということでございます。

あともう一つは、いろいろなトラブルがあったわけですが、それに対してはいろいろ起こる事象に対してリスク管理が不十分であったこと。手順書、それからいろいろな治具等の予備品の手配などが不十分であったこと。これにつきましては、いろいろ経験を踏まえて準備をしたこと。更に過去のトラブル事象を踏まえて、事前にいろいろな点検、稼働確認等が重要だということがわかりまして、これも手順等に反映しています。

あともう一つは、三本柱の一つですが、運転体制の確立、これにつきましては当初は化学試験とかいろいろな段階で経験を積んだのですが、やはり実廃液の挙動とは違うということがあり、それに対しての実際の炉内の変化に対して柔軟に対応できなかったこと。それが反省点でございますが、それにつきましてはKMOC試験でやりまして、なおかつ実機との違いも把握したということで、運転技術の維持向上につながっていると思います。こういった意味で、この3つの要素が今後の安定運転に重要な要素ですが、大きなところでは準備できているというふうに判断しております。

ただ、そうは言っても今後の課題ということで、安定運転を確実にするためには、今後出てくる廃液の条件の違い、燃焼度の違い、廃液の組合せとかいろいろあるわけですが、こういったことに関しまして、検討の拡充を図っていかなければと考えています。そういう意味で操業しても段階的に処理量上げていくということを当初から計画しておりますので、そういった段階的に上げていく中で、いろいろな経験を培って、いろいろなノウハウを積み重ねていかなければということ肝に銘じております。

6ページ、2つ目のアイテムでございますが、安全性向上へのこれまでの取組みということで、当社は再処理工場の設計・建設を通じて、いろいろな検討をしてまいりました。特に

先行施設、セラフィールドだとかラ・アーク、あと東海の工場、そういった事故・トラブルを踏まえて調査して、設計、運転手順書などへ反映してまいりました。なおかつ、試験のフェーズに移っても、いろいろな改善策を打っております。そういった中、アクティブ試験期間中でしたが、2007年、新潟県で起きた中越沖地震を踏まえた対策もとりました。中越沖地震は施設に対しては基本的には影響はありませんでしたが、その施設の周りの緊急時対策室や、アクセス道路、いわゆるシステム基盤的なところがやられました。この反省に立って至急やらなければという判断をし、当社としては構内道路の地盤改良や、免震構造の緊急時対策所を新設しまして、2年前に運用を開始しております。あと、電源車も手配し、道路がでこぼこになることも想定しまして、不整地走行用の消防車も手配しました。こういったことで、地震に対して先行手配をしたということがございます。

とはいえ、その後、3月11日に起きた福島第一原子力発電所事故、これに関しては今までの心構えとは意識を変えて、起こると考えて、そのときどう対応するか。それから地域の皆さんに絶対迷惑をおかけしないという考えを心に刻んでいろいろ対策を打たなければという社長の号令のもと、検討してまいりました。特に全交流電源喪失に対して「緊急安全対策」を実施しまして、電源車の追加配備、それからプール水位を維持するための可搬式ポンプの配備、水素発生することもありますので、水素掃気するコンプレッサの配備等を行ってきました。また、夜間・厳冬期を含め、六ヶ所は北にあり、冬になると非常に雪が降りますので、厳冬期も想定して訓練を継続的に実施してまいりました。そういった状況の中で、今、新規制基準の対応に対してもしっかりとやっていこうと考えております。

そういった中で、7ページでございますが、緊急安全対策、これは全交流電源喪失のときの対応の設備関係ですが、電源車、それから消防車、それからエンジン付コンプレッサを手配しました。あと8ページ、これが代替水源といたしまして、尾駮沼というところがありまして、そこから水源を引っ張ってくるという訓練を行いました。当社の再処理工場、これは海から離れておりまして、なおかつ標高が55mということで、津波の影響はないという評価をしております。とはいえ、構内の水槽関係、貯水槽等が枯渇した場合とかを考えて、尾駮沼から持ってくるという訓練もしております。

新規制基準の対応ですが、9ページにございます。新規制基準対応については御存じのように、サイクル関係につきましては4月から検討され、その後当社は6月11日から7月に事業者の意見を言う機会がありましたので、当社が先行的に自主的に検討している重大事故の考え方、これについていろいろな説明をいたしました。一応、パブコメ等がございますが、

このサイクルの新規制基準につきましては12月までに施行されるということで、これに対して今準備をしているところでございます。

この中身をもう少し補足説明しますと、23ページの別紙を御覧ください。ここで安全性向上に係る継続的取組ということで、発電所の動向等をにらみまして、当社としても重大事故、つまり一つの大きな考え方ですので、これに対して検討してまいりました。23ページ、左側が従来の安全評価における設計基準事象の選定ですが、これに加えて多重故障によるその事象進展を想定しなければいけないということで、5mSvを上回る事象とか、臨界、プールの燃料損傷については重大事故対策の対象になるという判断をしました。当初はこの5mSvではなくて20mSvということで、ICRPの避難関係の値を参考にしたのですが、その後、規制委員会等の議論で、5mSvを一つの目安とするとなったので、当社も5mSvに置きかえました。

あと、5mSv以下のものにつきましても、これを全く無視というわけではなくて、安全性向上のために継続的な活動の対象として意識して検討してまいります。

具体的な対策は、24ページですが、重大事故対策対象事象ということで、重大事故の発生防止、拡大防止、影響緩和という観点で選定した事象に対しまして、いろいろな対策系、可搬式なものを主として、こういう対策を考えております。

25ページにつきましても自主的な今までの安全性向上の取組の一つの例ですが、いわゆるPSA、確率論的安全評価を行いまして、リスクプロファイルを当社の再処理工場に対して評価しました。横軸が事故の発生頻度、縦軸が一般公衆への放射線影響ということで、これで特に高レベル濃縮廃液の貯槽が代表的なリスクが高いという事象なんですけど、それに対して、日本ではセーフティゴールが、まだきちりと決まっているわけではないので、英国におけるセーフティ・アセスメント・プリンシプルという、SAPというものを目安として評価をしてみました。それに入るという評価をしております。

全体のリスクプロファイルを見ながら、対策の妥当性や、方向性を今検討しているところです。これは規制委員会で今後説明する話になるかと思えます。こういった取組みを行っております。

少し戻っていただきまして、10ページ、新規制基準、現在、基準案が出てまいりましたけれども、発電炉との違いを考慮してグレイデッド・アプローチということで、安全性への影響の程度に応じて要求内容を変えろという柔軟性が一応骨格としてはあるかと思えます。ただ、個別の安全審査にかなり委ねられていて、ここはきちっと今後審査の内容とか審査の

効率化などの注視が必要だと考えます。我々もいろいろ準備しておりますけれども、効率的にやっていただきたいと思います。

あと、パブリックコメントにつきましては、前の骨子案の時もしましたが、さらに条文案につきましては、10月11日リミットですが、これについても今、検討しております、一応出す予定でございます。いずれにせよ、きちんとやっていくということで、竣工を目指すところでございます。

11ページはこの新規制基準の中で、特徴的な点を2点掲げました。新規制基準につきまして、特に基準地震動は一つ大きな議論になるかと思えます。これにつきましては従来の安全審査のデータに加えて、更なるデータの拡充を図っているところでございます。さらに新規制基準のところで新たな機能要求ということで、内部溢水、内部飛来物、竜巻・火山、特に自然現象的なものですが、現在、評価・検討をしているところでございます。今後の安全審査に対応していきたいと思えます。

12ページ以降、大きく3点目のアイテムでございますが、こういった流れの中で、操業へ向けてどんな取組をしているかということで、組織改正について3枚ほどで御説明いたします。当社は2年前組織改正しました。従来の組織というのは運転部と保修部の約1,000名近くの大所帯でしたが、この中で運転部の日勤と、保修部の設備関係、施設に固有の設備関係を合体して、いわゆる設備と一体となった運営ができるようにもっていかうという組織替えをしました。運転直、それからあとは保修部の共通的なものを除いて、それ以外のところを各施設部と統合いたしました。具体的には少しわかりにくいのですが、次のページ、13ページ、各施設部が右の下に書いてありますが、共用施設部や、前処理、化学、ガラス、分析という、いわゆる再処理工場のプロセスに合わせて対応する施設部にしました。これにより、各施設部が責任を持って自分たちの運営を見る。いわゆるミニ工場と呼んでいますが、ミニ工場長制で、彼らに対して責任を持たせるということで、こういった組織替えをいたしました。

次、14ページですが、更にその後、昨年ですが、当社はエンジニアリング機能が、操業に向けて弱いというところがありました。特に組織が基本設計とか詳細設計とか改造設計と分かれていましたので、これを統括してエンジニアリングセンターとして一本化しました。今、160名規模で動いております。こういった組織の変更とは別に、15ページ以降ですが、現在、設備が長期停止しているということがございます。ただ、長期停止といっても全部とまっているわけではなくて、このポンチ絵で描きましたように、黄色いところの設備は

動いております。グレーのところは長期停止しているのですが、このグレーの中でも換気設備、最低限のところは動いておりますが、グレーのところの前処理、分離、精製、この流れのところは燃料せん断も溶解もできなくて、抽出もできなくて止まっているわけです。ではこれに対してどういう取組みをしているかというのは次のページ以降です。

16ページで長期停止設備につきましては定期的な法定検査、それから自主的な保守・点検というのは、機械、計装、電気設備に対して、こういう点検関係を行っております。更に点検とは別に、17ページですが、動作確認ということで、単品ですが、いろいろな機器動作の確認を、動かせる範囲で単品で動かしている。特に特徴的なところは前処理の中で最近ですが、燃料横転クレーン、せん断機、溶解槽、ハル洗浄槽だとか、そういった前処理の代表的な設備があるのですが、これが一連の動きができるように、インターロックを改造して、実燃料を使わず模擬燃料を使って一連の点検ができるように、シーケンス改善して、今年の夏から訓練をしております。分離・精製についても個々の設備を動かせる範囲で動かしています。

18ページ、運転技術はどうかと、運転員はどうかというところがありますが、それについては確かに通常操作を行っていないのでいろいろな努力をしなければいけないのですが、19ページ、これはフランスのラ・アージュにもなく、当社だけですが、総合訓練シミュレータ施設が中操脇にありまして、ここでブロック単位にシミュレータできるようにしています。訓練コースは1から5、こういったものを基本に考えていまして、その運転員の状況に応じて組み合わせてプログラムを組んで今少しずつやりつつあるという状況であります。

次、20ページでございますが、それ以外にシミュレータではなくて、いわゆる机上の訓練になりますけれども、運転直と施設の日勤が入って、過去に起きたトラブル関係をQAベースに自分だったらどういう操作をするのかとか、ここはどういう注意が必要とか、訓練するという事も机上でやっております。

今後の課題ということでいろいろやっているのですが、施設全体の運転確認が何らかできないかなということは今考えております。

21ページでございますが、こういった設備、それから運転技術の維持等々で頑張っている、一方、いろいろな御心配をかけましたガラス溶融炉、これにつきましては何とかうまくいきつつあります。そうは言っても寿命が約5年程度ということで、新型ガラス溶融炉の開発を並行して行ってまいりました。これにつきましてはオールジャパンで検討しています。これらを検証する施設が今年の秋にしゅん工ということで、11月からこのK2MOCと呼んで



いますけれども、試験を開始する予定となり、準備も並行して行っております。

こういった流れの中で、最後22ページでございますが、操業準備と並行して、やはり新規規制基準対応をっていかなければいけないと考えています。やはり工程を延ばさざるを得ないわけですが、モチベーションを落とさないように社長も言っていますが、世界一の施設をつくると、こういう気概を持って、もう一回安全性向上、現場の技術力向上に努めていきたいというふうに思っております。

ということで、これが再処理工場の最近の一番最新の状況でございます。

以上です。

(近藤委員長) 御説明ありがとうございます。

それでは御質問、御意見ございましたらどうぞ。鈴木代理から。

(鈴木委員長代理) 詳しい説明ありがとうございます。特にガラス溶融炉の話と、それから安全性向上が一番ハイライトだと思うんですけども、3つぐらいあるんですが、1つは組織改正なんですけど、これは独自にやられたということなんですけど、この期間がちょっと伸びてしまって、後半出てきました運転維持とか、そういうことに対応するために改正されたのか、そうではなくて、今までの教訓を踏まえて、運転と保守の人たちを一つにまとめたほうが、再処理施設としてうまくいくという、延びていることと関係なく考えられた、これエンジニアリング能力の話とも関係してくると思うんですが、それを一つちょっとお聞きしたいんですが、いかがですか。

(村上氏) これは延びたからというよりも、操業に向かってどういう組織運営形態がいいかという視点で検討してまいりました。ずっとアクティブ試験で行ってきて設備の特徴、運営の特徴がわかりましたので、全体操業という点で、12ページのような組織運営がいいだろうという判断をいたしました。正直言ってもう少し操業が早いと思って、この2011年に行ったのですが、こういった組織によって、いろいろな運営形態、ミニ工場長ということで、組織に対して運営に対して責任を持つという意味では、いい期間になっているかと思えます。

(鈴木委員長代理) ということは、どちらかという技術的な視点でやられたということですね。

(村上氏) そうですね。

(鈴木委員長代理) 2番目の質問は、財務的なことなんですけど、我々のサイクル検討小委の中でも、運転期間が延びて留保の時間があると、その分、非常にコストがかかるという、それから経営問題にもつながるぐらい非常に深刻であるというお話を伺ったんですが、この今の

お話を伺っていて、ここ組織体制ってこういうのはコストダウンとか、あるいは今お話しされたようないろいろなことが経営問題、財務のほうにどう響くのか。この辺はいかがでしょうか。

(村上氏) まず、当社は経営全般的に再処理工場が主力事業ですので、再処理工場は動かなければ話にならない。それに対しては御説明しましたように、ガラス固化試験、全体としては基本的なところでうまくいって、技術的見直しが立ったということ、あとほかの試験も既に終了しているということで、新規制基準の対応はありますけれども、工場運営としては、技術的なところでは物がかなりでき上がっている、条件はそろったというふうに考えています。新規制基準も先ほど御説明したように、全力を挙げて対応するということからすると、比較的短い期間で、操業を迎えたいと思っております。そういうことをやることによって財務体質が向上といたしますか、それにつながっていくと思います。動かさないと話になりませんが、

では今動いていなくて、何でお金がという話で、どうしているのという話につきましては、当社はせん断、溶解しなくても既に燃料をせん断、425トン処理してしまして、なおかつ使用済燃料も受け入れております。保管している。それからせん断、溶解した後のガラス固化体も保管している。それ以外にMOX製品も貯蔵保管しているということで、いわゆる保管業務もありますし、それ以外にも再処理工場の、設備の健全性維持、運転員の技術維持と、これによって次回に向けて準備しているということで、費用の対価として支払っていただくことで、電力会社さんも厳しいですけれども、コストダウン等をして、必要な資金、本当に必要なものだけ限定して、今そのとおりやっています、何とか早く操業を迎えたい、もうちょっとだと思えます。

(鈴木委員長代理) そうすると当面は大丈夫ということでしょうか。

(村上氏) はい、結構です。

(鈴木委員長代理) それから3番目は、ことしの春に電事連の方に来ていただいて、プルトニウム利用計画の話をしていただいたんですが、これももし安全審査のこの申請をされるときは、運転計画というのを提出されると思うんですが、そのときにやはり何年に何トンという再処理計画は出てくると思いますね。そうすると、そのときにはある程度プルトニウムの利用計画というのはめどが立つという前提なんではないかということなんですが、そこら辺はいかがですか。

(村上氏) それにつきましては、この原子力委員会の定例会で、電事連から説明したかと思い

ますが、プルトニウムの利用計画、これについては余剰のプルトニウムを持たないということ为前提に、利用計画につきましては原子炉施設の再稼働時期、それから六ヶ所の再処理工場の操業時期、こういったものをにらんで、実際の新たなプルトニウムを回収するまでには、その利用計画を明確にすると表明していると思います。そういったこともにらんで運転計画を柔軟に考えていきたいと思います。

(鈴木委員長代理) では、その辺はぜひよろしく願いいたします。

(近藤委員長) どうぞ。

(秋庭委員) 詳細な御説明をありがとうございました。私から3点をお伺いさせていただきます。何といてもガラス溶融炉の安定運転について心配しておりましたが、何とかそれが安定運転できるようになったということで、ほっとはしているものの、今までの経緯を考えると、本当に大丈夫なのかなと気がかりです。

しつこいようですが、5ページにもいろいろ書かれております。そして今後の課題についてもきちんと御説明いただきましたので、その課題を克服するためにまたいろいろ工夫をなさっていると思いますが、今後、ガラス溶融炉の安定運転について、資料を見ると廃液の条件の拡充と、運転技術の定着ということになっていますが、さらに十分な訓練をするなどいろいろあると思いますので、もう少し重ねてお伺いできればと思います。

2番目は、従業員の方たちのモチベーションを高め、そして世界一にするという目標を掲げて、安全性を求めるということで、従業員の方たちのモチベーションを高めようとしていらっしゃると思うんですが、今年度、何名採用なさったのか、そして今後その従業員の拡充というか、実際に運転に当たって従業員をどのように拡充させていこうと思っていられるのかについて、2番目にお伺いいたします。

3点目、多くて申しわけありませんが、肝心なことは地域の方たちの御理解だと思います。特に自治体がどのようにこの再処理工場の現状を御覧になっているのか、またそういうところへの御理解をどのように求めていらっしゃるのか、地域の方への理解について、お伺いさせていただければと思います。

よろしく申し上げます。

(村上氏) まず1点目の、ガラス溶融炉の安定運転ですが、5ページに書きましたように今後、廃液条件の違い、具体的にはガラスを処理する廃液というのは3種類ありまして、高レベル廃液と、アルカリ廃液、不溶解残渣廃液という大きく3つありまして、これはそのときのタンクの貯蔵容量とか、蓄積量に応じていろいろ柔軟に対応していかなければいけない。これ

は使用前検査も意識して、保守的に3液混合して行ったわけですが、実際には廃液の貯蔵量を考えると、もう一つ別な廃液、単独で運転したほうがいだろうとか、実際の運用を考えたときには、廃液単独とか、2液混合とか、そういった柔軟性も考えなければいけない。これらについては一部KMOC試験では行っていますが、実機ではまだ行っていないので、運用性を広めるということが一つあるかと思います。

あとは不溶解残渣につきましても、いろいろな量を変えるところがありますので、そういったところにもらみながらやっていかなければいけないと考えています。

あと、安定運転でも、溶融炉の状況を見ながら、着実にデータを積み重ねているのですが、リスク管理というのは結構ガラス固化セル内にいろいろな機器がたくさんありまして、これが遠隔で約20台ぐらいのITVカメラで遠隔操作して直すとかいうので、時間がかかってしまう。これに関してやはり全部設備をずっと1年間動かしたわけではなくて、そういったところの経験も踏まえて、データをいろいろ集めていかなければいけないという課題はあります。そういうことは意識するという事です。

あと2点目の新入社員ですが、来年度の予定は約70名だと思います。大卒、高卒の方、高専の方も含めて、約70名の入社が内定して全国区の大学から来てもらいまして、原子力ってなかなか最近はどうかというところもありますが、わざわざ六ヶ所まで来て、よし俺はサイクルやるんだという意気込みを持った人が数多く、面接のときを聞いてもそういった意気込みの人があるので、非常に頼もしいと思います。そういう心意気のある人が今来ていただいています。

あと3点目の自治体との交流ですが、これについては放射線というものが非常にベースになりますので、放射線のモニタリングに関しては事業者、県、国が定期的に情報を出したり、それらを出版物で出したり、あと評価会議を開催し、公表しております。そういう意味で、それが一つ、安心材料のベースになるかと思います。それ以外に実際に工程の進捗、今回みたいにガラス試験終わりましたよという話があれば、マスコミの方とか地元の方にも細かく説明をしております。社長の定例記者懇談会というのがありまして、1月に1回、進捗状況を説明したりして、コミュニケーション行っています。それからいろいろな一般の方や、御婦人方などの勉強会を開催したり、そういったことをずっと積み重ねてきていますので、それが地元との理解につながっているかと思います。

(近藤委員長) この今25ページの絵を見ているんですけども、ちょっとマニアックな質問になるかもしれませんが、これでこの機能喪失(その他)ということに対応するんで

すかね。この色のちょっと何て言ったらいいのかしら、ピンクの四角、これは具体的に何が。

(村上氏) 四角ですね。

(近藤委員長) ええ。ピンクの四角。これはその外側に割とありますね。

(村上氏) これはピンクのところ矢印を示しておりますけれども、清澄機ボウル内の不溶解残渣を含む溶液の沸騰とか、そういったところも該当しますけれども。

(近藤委員長) これは内側のほうにあるやつね。ではこの特に外側の、一番外側にあるようなところにたくさんありますね。

(村上氏) ピンクの四角ですね。

(近藤委員長) うん、これ何ですかね。火災と冷却喪失というのはよく出てくる話ではあるんだけど、それ以外にこういうところにあるというのは、ちょっと私初めてなので。

(村上氏) すみません、ちょっと。

(近藤委員長) はい。では後で教えてください。それから、私の記憶が間違っていなければ、再処理工場の場合、対応に時間があるんですよ。ですから、訓練をちゃんとしていれば確実に対応できるんだと思うんですけども、その意味でこの事故対応の訓練というのは非常に重要だと思うんですけども、それは基本的にはどうされるんですか。シミュレータでやるんですか。

(村上氏) 事故対応訓練につきましては、先ほど雪の中でのホースを引っ張ってきているという話ですが、例えば今先生がおっしゃったように、使用済燃料のプールの沸騰を例にとれば、沸騰開始までの時間は約20日ぐらい、なおかつ燃料が露出するまでに、更に100日ぐらい、余裕があるということが背景にまずあります。

訓練についてはシミュレーションも机上の訓練も行っていますが、ホースをつなげて、消火ポンプや、パイプとか、最低限、実際に訓練しています。日勤とか宿直とか、全部回るようにしています。同じ直でも10回近くやっているとか、そういった訓練の頻度を変えとか工夫をしています。それは今、訓練を全部リストアップして、どこが弱い、どこが足りないとか、補充が必要かというのは分析して、今回、重大事故についても設備追加的なものがありますので、訓練についても今後拡充していくということでございます。

(近藤委員長) はい、訓練、戦略をきちんと立てて、適切にやるということが大事だということに思います。しかし、戻りますが、この絵がいろいろな意味で物を考えるベースになるわけで、一つ一つの軸が何を意味するか考えてやらなければならないわけで、そういう意味で、これは非常に大事な仕事をされたと思うんですね。ただ、これは普段我々が使っているやつ

と比べて、横軸と縦軸が逆転しているから、ちょっと頭をひねって考えなければならないので、確率は横にあるから、しかも右のほうが高いとなると、こんなんなんて考えていました。それにしてもこれは非常にいい仕事をやっていると思いますけれども、こういうのを実際の訓練等に生かすことが最も大事なんです。

(村上氏) はい。そういったPSAの評価と実際の訓練とあと手順とか、あと人の意識といいですか、そういったのが全部総合的に一体になるように、やっぱり意識して対応していきたいと思います。

(近藤委員長) どうぞ。

(鈴木委員長代理) さっきちょっと聞き忘れてしまったんですけども、使用済燃料プールもかなりいっぱいですよ。ちょっと気になっているのは再稼働が始まってしまったときにどれぐらい余裕があって、再処理の稼働がまだおくれたときの対応とか、そういうのは今どういうふうに考えていらっしゃるんですか。ドライキャスクの貯蔵とか、そういうのは考えていらっしゃるんですか。

(村上氏) 今、使用済燃料は満杯に近いですが、3,000トンの容量に対して約2,950トンと、そのくらいの容量で、あと受入が少しいっている状況です。ただ、ドライキャスクというのは考えていなくて、やはり早くしゅん工して、今発電所が動いていないということもありますが、竣工させて燃料をせん断して、空けるといところが一つの流れだと思っています。

(鈴木委員長代理) もちろん空けるのはいいんですけども、そもそもペースが予定通りいかない可能性もありますから、その辺のリスク管理から考えても、ぜひ乾式貯蔵も考えられたらいかがですか。

(近藤委員長) 出す方と受ける方とどっちがやるか。出すほうでしょうね。受け取る義務があるなら別ですが。

(村上氏) 発電所では出さなければ。

(近藤委員長) そのような雰囲気できているところですから、ここで新しいアイデアを打ち出すのはどうですかね。そういうことでよろしいですか。

ほかに。それでは、どうもありがとうございました。

それでは、次。

(板倉参事官) 2つ目の議題でございます。国立大学法人京都大学原子炉実験所の原子炉設置変更許可について、本日付で原子力規制委員会より諮問がありました。その内容について、

原子力規制委員会、原子力規制庁、黒村安全規制調整官より御説明いただきます。5分ぐらいでお願いいたします。

(黒村氏) それでは、資料2に基づきまして御説明をさせていただきたいと思えます。

資料2は諮問文でございます。まず概要について簡単に御紹介させていただきたいと思えます。もう一つの資料でございます。概要の資料でございます。開いていただきまして、申請者、所在地、原子炉の型式、熱出力、申請年月日等についてはここに記載のとおりでございます。今回の変更の項目でございますけれども、固形廃棄物倉庫を増設して、冷中性子源設備の使用を取りやめるとともに、記載の適正化を図るというものでございまして、工事計画につきましては1枚開いていただきまして3ページでございます。ことしの秋ごろからを予定してございます。また、この固形廃棄物倉庫でございますけれども、この概要については2ページにございますが、床面積としては約300㎡、収容能力としては標準ドラム缶ということで、200Lドラム缶で1,200本程度のものでございます。これの増設場所でございますけれども、4ページの実験所の配置図がございまして、右のほうに矢示してございますけれども、第2固形廃棄物倉庫というところで、ここに新たに増設するというものでございます。

もう一点が冷中性子源設備の使用の廃止ということで、2ページでございますけれども、実験ニーズがなくなり、冷中性子源設備の使用を取りやめるとということで、これに伴ってスクラムや警報項目の削除等を行うというものでございます。

なお、この工事に要する額でございますけれども、約1.5億円でございまして、これについては京都大学経費により充当する計画であるというものでございます。

それでは、規制庁で審査した結果ということで、諮問文にお戻りいただきたいと思えます。表紙については従来の諮問の内容とほぼ同様でございます。ただし、今回、原子炉等規制法の改正に伴って平和目的に対する諮問になりますので、そのところが従来と変わっているというところでございます。

裏を見ていただきまして、これが平和目的に記載する審査の結果でございまして、本件申請に関わる変更は固形廃棄物倉庫の増設、冷中性子源設備の使用の取りやめ等でございます。この申請につきましては、原子炉の主要の目的を変更するものではないということ。また、使用済燃料の処分についても日米協定の相手国である米国エネルギー省に引き渡すという方針が変わるものではないということで、原子炉が平和の目的以外に利用される恐れがないものと認められるという結果でございます。以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。それでは、御意見をいただくというか、これは伺って勉強して、また返しますと申し上げればいいんですけれども、この際、中身について御質問があれば承ります。

(鈴木委員長代理) 1つは、廃棄物の倉庫の増設ということは、運転期間が延びるという意味なんですか。それとも当初よりも運転のやり方が変わって廃棄物が増えたということですか。

(黒村氏) 特に運転期間が変わるとか、廃棄物が増えたということではございません。今後の運転を計画的にやっていくという上ではやはり必要だということで増設するというものでございます。

(鈴木委員長代理) 運転計画が変わったということではないですね。

それから、別紙の諮問文のところの平和の目的以外に利用される恐れがないものと認められるところの理由に、使用の目的はいいんですが、「アメリカのエネルギー省に引き渡すという方針が変更するものではない」ということなんですけれども、引き渡した後の平和目的以外に使わないという担保というのはどういうふうとらえているのでしょうか。

(黒村氏) これについては、我が国と米国の間におきましては日米原子力協定に基づいて原子力の協力が行われているというものでございまして、今回変更がない部分でございすけれども、使用済燃料についても相手先である米国に引き渡した後は当該協定に基づいて移転が行われるということで、協定の中では移転された核物質等はいかなる核爆発装置の研究、または開発のためにも、またいかなる軍事目的のために使用してはならないと規定されているということで、この協定の上で活動が行われるということで、平和目的に限られると考えてございます。

(鈴木委員長代理) それはアメリカがIAEAと協定を結んだ保障措置を受けるということになっているんですか。

(黒村氏) 具体的なところは、当然協定の枠内で行われるということでございます。

(鈴木委員長代理) わかりました。以上でございます。

(近藤委員長) 秋庭委員。

(秋庭委員) 特にありません。

(近藤委員長) 最初の表紙の、僕がちょっと不勉強なのかもしれないんですけれども、諮問の文章の第24条第1項第1号に規定する承認の基準、という言葉なんですけれども、これは承認でしたか。

(黒村氏) 大学では承認になります。



(近藤委員長) 普通は許可ですよ。

(黒村氏) 電気事業者であれば許可が基準となりますけれども、これは法令上、国にあっては承認という、読み替え規定がございます。

(近藤委員長) 国から国だから、なるほど。ちょっと不勉強ですみません。

これは前から気になって必ず申し上げる一言なんですけれども、こういう設置許可変更申請に関して、既にして国やIAEAによって当該施設に対して十分な保障措置活動をなされていると承知しているわけで、我々もまた保障措置検査についての報告を定期的に伺ってきた。そういう立場にあるわけで、そういうことを通じて当該施設については平和の目的以外に利用される恐れのある行為はこれまでなかったと判断されてきたと思うわけですが、そういう施設において、何か新しい、例えば今回のような固体廃棄物貯蔵を設置されるということについて、更に平和の目的以外に利用される恐れがないという判断をして、それについて委員会はどう思うかと言われると、それは何ていうか更地にもものをつくるのとはちょっと違って、説明としてはこの施設については、まずもって平和の目的以外に利用される恐れのある行為がなかったという説明ぐらいあってもいいんじゃないかなと思うのが1つと。

それから、そういう施設が既に明らかであるところ、この新しい施設を設置することがそういう平和の目的に関わる判断、IAEAの保障措置活動にとってどういう意味のある変更なのかという、これができたことによって保障措置活動が難しくなるのか、あるいは全く関係がないことなのか、そういう措置活動に対して影響を与えるものではないということを書いていただくことがあってもいいと思うわけです。

そういう設置許可と変更許可の違いということも考えて、こういう変更の場合には過去の実績ということについてまず御説明いただくということもいいのかなと思うわけです。そういう切り口で少し説明を事務的に結構ですから、そうしていただくと我々の判断がらくちんということがあるかなと思います。

(黒村氏) 我が国の中での平和利用の担保というのは御理解のとおりで結構かと思います。我が国におきまして、日本国内にあるすべての核物質、これが日・IAEA協定等に基づいて保障措置活動が実施されて、平和目的以外に利用されていないということについては保障措置の結果として公開しているというところがございます。今回の変更につきましては、当然こういう設備をつくり、というのはIAEA側に情報を伝えるということになります。今後の話になりますけれども、当然、そういうものが設置されるというのがIAEA側に伝わった上で、日・IAEA協定、追加議定書に基づいて協議を行って、保障措置上どういう活動を行うかとい

うことが決められ、実施されるということで、担保されるという形になります。

また、これは安全以外の観点になりますが、当然ここには固体廃棄物以外は置けないという上での申請になっておりますので、保安活動の中ではそれ以外に使われていないということは確認をするということになります。以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。そのように説明していただくと大変わかりやすいということかと思えます。

それでは、これにつきましては、もう既に十分御説明されたかと思えますけれども、私どもとして勉強させていただいて、しかるべきときに返事を申し上げることにいたします。

それから、久しぶりなので思い出したんですけども、御諮問いただいて返してない案件があることを思い出したんですけれども、志賀のMOXかなんかだと思えるんですけども、これについては、立場上は私どもがお預かりして、安全委員会がこれに答申を返すころに合わせて、そういう作業をしましょうということにしている、待っていたんですけれども、安全委員会がなくなってしまったということがあり、かつそこでリファーされている根拠法が改正されたということもあって、これはどうしたものかなという、しかし放っておくと、本来、行政不作為か怠慢という誹りを免れない可能性もあるわけであって、これはたまたま私どもの委員会にその書類があるものですから、サボっていると怒られるのは辛いなと思って、どうしたものかなと。

多分、法律がそう変わって、組織が変わったんだから、規制委員会から改めて何らかのアクションをとられてしかるべきかなと、私どもが勝手にゴミ箱に放り込むわけにはいかんと思うんですけど、その辺についてはどうお考えですか。

(黒村氏) ちょっと直接の担当ではないので申し訳ございません。平成24年5月かと思えますけれども、旧原子力安全保安院から当時の炉規法に基づいて、その当時であれば平和利用等計画的遂行とあと経理的基礎について原子力委員会のほうに諮問させていただいたという状況でございます。その後、同じ年の9月でございますけれども、原子力規制委員会設置の際に、改正炉規法が施行されてございまして、この際に諮問項目としては、平和利用だけになっているということでございます。

ただし、改正炉規法の中におきまして、附則において従前の国の機関がした諮問等の行為は改正後の法律の相当の規定に基づいて相当の国の機関がした諮問等の行為と見なすとされてございます。ということで、現状であれば、平和の目的にのみ限って御審議いただくということによいかと思えます。

ここは、十分御承知のことかと思えますけれども、現在、新規制基準が施行されて、いろいろなところから設置変更が出てきているわけでございます。ただし志賀についてはまだ規制委員会のほうに特に申請されているという状況にございません。その申請の内容に応じて、必要があれば諮問させていただくとか、法律の手続でどういう形をするかということをやちゃんと整理した上で進めさせていただきたいと思っております。

当然、それに先立ってほかのところの審査結果等が出てくるんだろうと思えますけれども、その際にも当然我々としては、この新しい炉規法に基づいて判断したということで、その辺については一般の方にもわかるというように不作為がないような形でちゃんと確認していますということは説明させていただくということになるかと思えます。以上でございます。(近藤委員長) わかったような、わからないような。私どもとしてはどうすればよいかということ自分で考えろといわれたように聞こえましたが、頭の整理をさせていただきたいと思えます。

それでは、本件は終わってよろしいですか。

今日は御説明どうもありがとうございました。

では、次の議題。

(板倉参事官) 3つ目の議題でございます。平成26年度原子力関係経費のヒアリングを行います。まず、原子力委員会分につきまして、事務局より御説明いたします。お手元の資料の第3-1号、1枚紙でございますが、表と裏に印刷されているものでございます。こちらで御説明いたします。

原子力委員会運営の経費、更には原子力政策の検討及び適切な情報発信等に係る経費ということで、内閣府の経費を要求させていただいておりますが、これにつきましては前年度とほぼ同額の要求となっております、1億7,800万円ということでございます。一部増額となっておりますが、これは単価の改定による増額、更には今年度国内開催でございました会議が来年度は海外開催に伴う増額でございます。他方、一部減額になっている分がございます。政策企画力、情報受信・発信力の強化というところでございますが、こちらにつきましては昨年度の執行実績を踏まえまして、これも単価の改定、更には若干の減額措置を行っておりますが、実行上は内容は担保されているということでございまして、800万円の要求でございますが、それにつきまして、情報発信を行っていくという要求内容になってございます。以上でございます。

(近藤委員長) 何か御意見はございますか。

(鈴木委員長代理) これは5人の原子力委員が存在するという、現状は3人だけど5人で動く場合の費用ということですか。

(板倉参事官) 御指摘のとおりでございます。現行5人の委員の体制を前提とした予算要求になっております。

(鈴木委員長代理) (2)の3番が減額されているのは、昨年度とおっしゃいましたけれども、今年度ですか。昨年度ですか。

(板倉参事官) 24年度の実績をもとに26年度の要求をするということでございます。

(鈴木委員長代理) 多分、大綱策定会議を途中でやめてしまった、昨年度だよ。それによって当初の予算よりは減ったと、こういうことですか。

(板倉参事官) 具体的な予算品目としては政策評価に関する地方の公聴会の経費の減額ということになってございますが、基本的には大綱策定中止に伴うものとお考えいただいて結構でございます。

(秋庭委員) (2)の3は、情報受信・発信力の強化という言葉があるにもかかわらず、減額になっているということはとても残念です。大綱の地方での公聴会がなくても、私たちメンバーがたとえ変わっても原子力委員会が存続する限り発信力は今後高めていかなければいけないと思っていますので、とても残念ですが、致し方がないということなんだと思いますが、一言コメントさせていただきました。

(近藤委員長) いずれにしても、原子力委員会は現在見直しの議論がなされているわけで、どうということになるかわからないので、ディテールをここで議論するのも何かというふうに思いますが、もし存続するとしても困らないようにしておくのが責任ということで考えたということで、これでよろしいのかなというふうに思います。

それでは、次。

(板倉参事官) 続きまして、外務省分につきまして、外務省の不拡散・科学原子力課前田課長補佐から御説明をお願いいたします。

(前田課長補佐) 外務省の前田と申します。平成26年度予算、3つの項目について説明させていただきます。1つはIAEAの分担金になります。こちらはIAEA憲章に基づいて拠出している義務的拠出金でございます。金額は、平成25年度の予算よりも増えておりますが、こちらに関しましては、円安の影響を受けての増額になっております。

続きまして、2項目、IAEA技術協力基金への拠出、こちらに関しましても増額となっておりますが、こちらにも円安の影響を受けたものでございます。技術協力基金の概要に関しまし

てですが、IAEAの2大目的のうち、平和的利用促進のための主要な手段として開発途上国に対する技術協力を実施するためのものがございます。こちらは、IAEA憲章並びにIAEA総会決議に基づいた義務的拠出金となっております。以上2つが義務的拠出金でございます。

続きまして、3つ目の項目、平和利用イニシアティブへの拠出金になります。こちらは微増となっております。ドルベースではこれまで305万ドルを拠出してきておりましたが、こちらに関してドルベースでは3万ドルに減らしております。他方、円安の影響を受けて微増という形になっております。

平和利用イニシアティブに関しましては、原子力の平和的利用分野におけるIAEAの活動を支えるための財源として米国が成立を呼びかけたものでございます。こちらに関しましては、イママークをされた資金になりますので、こちらのほうで主要用途を限定することができるというところ。それから、天野事務局長が注視する平和的利用分野に対して使用することができるということ。サブサハラ地域についてもこの資金を利用して使っており、アフリカ各国からも、先日の総会でも非常に有意義であるという声が上がっております。それから、日米同盟の文脈においても非常に重要な拠出となっております。

以上、3つに関しましては、原子力委員会決定、平成26年度原子力研究開発及び利用に関する予算要求の基本方針においても整合的な拠出となっております。以上でございます。(近藤委員長) ありがとうございます。何か御意見はございますか。

(鈴木委員長代理) 最後の平和利用イニシアティブ拠出金がドルベースでは5,000ドル減ったということですね。

(前田課長補佐) さようでございます。こちら、予算の状況も踏まえまして、円安の影響を受けると非常に増額になってしまうということがございますので、ドルベースでは減らしておりますが、円ベースでは依然として円安の影響で対象増額となっているというところでございます。

(鈴木委員長代理) できれば、維持したほうが良いと我々は考えているんですけども、5,000ドルの予算が要求できないということですか。シーリングか何かがあるということですか。

(前田課長補佐) こちらは基本的には米国の拠出額に対して、米国のGDP費で3分の1というところで、基本的に3.5万ドルを拠出してきていて、これまでの文脈からいけば当然維持をしたいと我々考えていたんですけども、国内の事情も踏まえまして、減額をしつつ、たださすがにあまりに下回るわけにはいかないというところで、この金額を要求させていただ

いたというところでございます。

(鈴木委員長代理) あとで文科省さんと経済産業省さんが出てきますけれども、かなり増額をされているので、しかも規模からいうと桁が全然違うので苦勞されているなということ、5,000ドルの減額の意味がどうして5,000ドルが出ないのかなという、ちょっと私には不思議に思うんですが、その辺は苦勞されているということですか、実際には。

(前田課長補佐) そうですね。かなり厳しい状況、要求があったために、最低限のラインということで、この金額になっているところでございます。これからも引き続き御理解、御支援を賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

(鈴木委員長代理) この平和利用イニシアティブは重要だと思っていますので、何とか来年度はもとに戻すように応援したいと思います。

(前田課長補佐) ありがとうございます。

(近藤委員長) 義務的経費がこうやって、レートが下がってこれだけ増えると普通に言えば、とんでもない増額要求と言われてしまうわけで、その中で拠出金に影響が出るのはやむを得ない部分もあると思いますけれども。しかし、我々としては説明があったように、まさしくPUIについては、関係国から高く評価されているものでもありますので、努力していただくことは大切と思っております。

それではよろしいですか。ありがとうございます。

(板倉参事官) 続きまして、文部科学省分につきまして、文部科学省増子原子力課長から御説明をお願いいたします。

(増子課長) おはようございます。文科省の原子力課長の増子でございます。

文科省の26年度の原子力関係予算概算要求について御説明いたします。26年度の要求につきましては、原子力委員会にお決めいただいた経費の見積方針、特に原子力機構の改革本部を設置しまして、その基本的な方向を8月8日に定めております。その中で4つの柱を重点化するということになっております。

まず、1つは、東電の福島第一原子力発電所事故への対応。2つ目が原子力の安全性向上に向けた研究、3つ目に基礎基盤研究とそれを支える人材育成、4つ目に「もんじゅ」を含めた核燃料サイクルについての研究開発ということでございます。特に、原子力機構、自らの施設の廃止措置、あるいは廃棄物の処理処分に関する研究開発も着実に進めるという予算を計上しています。また、規制庁から原子力施設に関する新しい規制基準が出ておりますので、その対応経費も増額させていただいているところでございます。ということで、要求総

額が2,096億円を要求させていただいているところでございます。

各項目別でございますが、まず福島第一原発周辺地域をオフサイトの取組でございます。原子力委員会の方針では、環境回復に向けた取組、それについての技術開発を進めるという考え方が示されております。それを踏まえまして、文科省といたしましては、特に原子力災害からの復興に向けた除染に関する研究開発、前年増でございますが、特に放射性物質の環境動態や移行抑制に関する研究。更には環境中の放射性物質の可視化、特にコンプトンカメラの技術開発をやっておりまして、精度の高い測定がこれで可能になります。それによって除染効果の確認等をしっかりとしていきたいと考えております。

また、放医研のほうでも、放射線による健康影響への評価。あるいは低減化と被ばく医療研究の強化ということで、前年増でございますが、6億円ほど要求させていただいているところでございます。

次のページ、オンサイトの取組でございますが、これにつきましては特に廃止措置に向けて研究開発ということでございまして、損傷した使用済燃料集合体の海水成分の影響とか、そういう長期健全性の評価、あるいは実際に燃料デブリを取り出す際には、臨界の危険性もありますので、その臨界管理の技術開発も合わせて行うということでございまして、前年より増額した要求をさせていただいております。

また、原子力災害を踏まえた大学等における新たな研究開発、人材育成の取組ということでございまして、特に、福島原発事故の経験で新たにいろいろな課題が出ております。特に、廃炉に向けた多様な人材確保というものが求められておりまして、そういう経費、新規に9億円ほど要求させていただいております。そういう経費を合わせて増額になっているということでございます。

続きまして、3ページ目でございます。3. で今後の原子力政策の在り方にかかわらず必要な取組ということで、原子力委員会のほうからは、事業者の安全文化を確立して、国民の信頼を得ることが必要であるということを御指摘いただいておりますし、また核燃料サイクル分野におきましては、使用済燃料の直接処分を可能とする取組とか、あるいは高レベル廃棄物の処分に向けた取組、これをしっかりやっていくということが記載されております。

文科省といたしましては、安全確保という面では、新たな規制基準の対応とか、老朽化した施設の安全確保対策、これはかなり増額した要求になってございます。また、2つ目といたしまして、高レベル廃棄物の処分技術の開発ということで、高レベルの処分事業、安全規制、そのための研究開発を引き続き行うということと、使用済燃料の直接処分に関する研究

開発も引き続き継続していきたいと考えております。

また、地域との共生という観点で、電源立地地域交付金も前年並みに要求させていただいているということでございます。

4 ページ目でございます。原子力研究開発の取組、これもかなり幅広く原子力委員会の基本方針に書かれております。特に、原子力安全のところではシビアアクシデント対策、あるいは高速増殖炉の研究開発につきましてもしっかり取り組むという方向が示されておりますし、3 つ目のパラグラフでは基礎基盤研究の活動もしっかりやるという記載がございます。そういうものを踏まえまして、文科省といたしましては、まず原子力の安全性向上にむけた研究ということで、かなり増額させていただいておりますが、中身といたしましては、NSRR を用いたシビアアクシデント研究とか、材料試験のJMTRを活用した材料照射研究等を着実に進めていきたいと考えております。

また、5 ページ目でございますが、核燃料サイクル施設の安全対策とか廃棄物の減容・有害度低減の研究開発という面でございます。まずは「もんじゅ」の安全対策をしっかりやっていくということでございまして、「もんじゅ」の経費につきましましては、前年度174 億円に対しまして、26 年度は195 億円ということで、21 億円ほど増加させていただいております。運転経費は計上しておりません。まずは、規制庁から点検漏れ、厳しく指摘されておりますが、そういう機器の点検をしっかりやっていくということで、経費を増額させていただいているということでございます。

また、東海の再処理工場も高レベルの廃液が貯まっておりますので、しっかりとガラス固化して安全性を向上していく。そういう経費も増額させていただいているところでございます。

また、原子力の基礎基盤研究と人材育成、これも30 億円弱、増額させていただいております。人材育成の経費とともに、加速器を用いた核変換技術研究開発、これを強化していきたいということでございまして、その辺が増額要因になっているということでございます。

6 ページ目でございます。原子力人材育成確保、これは再掲させていただいておりますが、人材育成をしっかりと大学、産業界と連携した上で、次の世代を担う原子力の人材の養成確保をしっかりとやっていきたいと考えております。簡単ですが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

(近藤委員長) ありがとうございます。それでは御質問、御意見をどうぞ。

(鈴木委員長代理) 最初の1 ページの上の4 本柱に重点化というところがあるんですが、その



中で、実際に見ますと、規制基準への対応の319億円というのと燃料サイクルの安全対策と減容、これが一番大きいですよ。これは多分、1つには今ある施設の維持にかなりかかるということが大きいと理解してよろしいですか。

(増子課長) 319億円、これが一番増額の項目としては多いんですが、特に新規規制基準の対応が111億円ございます。これは全く新規ということで、特に「もんじゅ」を含めて、実験炉の「常陽」、更には試験研究炉等、御案内のとおり原子力機構は非常に多くの施設を持っておりますので、かなりの部分が新規規制基準対応をしなければいかんということがございます。

そのほかは、施設の安全確保対策、これも実は146億円ほど計上しております、これはかなり老朽化施設がございまして。また、東日本大震災、3.11のときに、かなり被災した施設もあるんですが、ちょっと予算の関係で手つかずの施設もかなりあったということもございまして。特に、特別会計の場合、補正がなかなか取りづらかったということもありまして、本予算で要求しているということも増要因になっているところでございます。

(鈴木委員長代理) サイクルの中にあるんだと思うんですが、高速炉を含め、第4世代研究開発の国際協力、その辺は、FACTは国際協力になっていますか。

(増子課長) FACTも国際協力に、日米でやっておりますが、その経費も前年同並みに入れております。

(鈴木委員長代理) そこはこの368億の中に。

(増子課長) はい。その中に入っております。

(鈴木委員長代理) 廃棄物の直接処分を継続していただくということはありがたいんですが、これは昨年度と同じ3億円ということですか。増加の見通しはないということですか。今のところ、増やす方向にはないということですか。

(増子課長) 今のところ、着実にやっているということでございまして、研究の進展に応じて、所要の額を引き続き確保していこうと思っております。

(鈴木委員長代理) 着実にやっていただくのはいいんですが、一応我々としては可能にするための取組ということなので、進歩していただかないといけないので、よろしく願います。

(増子課長) ここは経産省とも連携しながら着実にやっていこうと思っておりますので、よろしく願います。

(鈴木委員長代理) 以上です。

(秋庭委員) 御説明ありがとうございました。お伺いしたいことは、人材に関してです。2ページのところで、原子力災害を踏まえた大学等における新たな研究開発、人材育成のところ、増額して37億円というのと、もう1つは、最後にありました原子力の基礎基盤研究とそれを支える人材育成、これも大幅な増額となっていて、人材育成にいかに入力していくということがあらわれていると思うんですが、これは全く違うものとして考えたらよろしいのでしょうか。

(石川課長補佐) 福島のほうで書かせていただいた金額は、後半のところ、書かせていただいている総額の中から福島に特化した部分として出させてさせていただいておりますので、後ろの数字の内数ということで、御理解いただければと思います。

(秋庭委員) ありがとうございました。

やはり核燃料サイクルの安全対策で、今、内訳をお伺いしたので、例えば「もんじゅ」のことに、安全対策として、予算がつくられていて、運転経費がないということなんですが、安全対策に増額するぐらいやはりお金がかかるというのを改めて感じたところです。今後、「もんじゅ」について、具体的に対策を考えられている中で、更に費用がかかっていくという見通しはありますでしょうか。今後のこの予算のものよりも更に費用、見積りが増えるというようなことはないですか。

(増子課長) 今回の場合、点検の機器が25年度は1万件だったのが、2万9,000件とかなり増えております。これは例えば5年に1度オーバーホールするような大型の機器がたまたまその年に当たっちゃったということもあって、かなり増額になってはいますが、必ずしも毎年この額が必要だというわけではありませぬので、そういう経費は減るといふのと、あと実際に運転の段階になると、かなりその部分は増額になると思っておりますので、実際は2、30億増額になる可能性はあります。ただいずれにしても、できるだけ経費は合理化しながら、運転経費を確保していくということになるかと思っております。

(近藤委員長) この表に書いてあるように、自らの廃止措置や廃棄物処理処分云々というところですが、これは研究開発のみならず、処分施設、処分行為にかかわる費用を継続的に蓄積して用意するというのもたしかお考えになっておられると思うんですけども、その数字はここには具体的には見えないんですけども、それはあるという理解でよろしいですか。

(増子課長) 積立金は計上しております。

(石川課長補佐) 積立金は一般会計と特会と合わせて40億程度要求として挙げさせていただいております。

(近藤委員長) 安全性向上に向けた研究開発というところですが、私ども研究開発に関しては、研究開発専門部会で議論させていただいて、安全研究について、そもそも安全研究とは何ぞやという議論もあるところで、本来的な意味で、原子力の研究開発の進展のために効果的な課題を研究開発するべしということで、そういう意味の研究開発課題全体について、専門的な検討を踏まえた上で、リソースの配分をしていくということが適切と考えて、それはやっ  
ていただいていると思うんですけども、ここに出てきている球がそういう意味のある主社会的合理性をもったという検討は、この文科省であれば分科会なり専門部会なりの検討を経て、重要という認識が関係者の間に共有されているという、そういうふうに理解してよろしいですか。

(増子課長) 基本的に安全企業のところは、かなり原子力規制庁のほうとの調整がかなりございます。特に、シビアアクシデント関係のところとか、材料の試験のところというのは、規制のバックデータとしてかなり重要視されていますので、その辺は今後更に原子力機構の中にも原子力安全研究をどういうふうにやっていくか、そういう運営の審議会を設けるということになっておりまして、その審議会のメンバーには規制庁サイドから推薦していただいた先生方にも入っていただいて、効果的に規制とか国の安全研究に役立つような、そういう研究計画にしていくということになっておりまして、その辺については文科省もしっかり規制当局と調整しながらやっているというところがございます。

(近藤委員長) 規制というか、規制に役立つという言葉を使って説明されると若干気になることがあります。これは国際社会で常に議論されていることですが、規制に役立つ研究というのは本来は受益者負担ではないかという議論もあります。受益者の定義が難しく、原子力研究開発活動を私益なのか公益なのかという議論から始まる。で、基盤的な取組は公益に資すると整理するべき、結果として原子力利用に役立つと予見されても、限定されることは予見されないからです。他方、私の行為としての施設の立地、設置許可のための審査のためにのみ必要なデータは本来申請者がやるべきということは割とわかりやすいんですけども、その間のどの辺で我が国として責任分担をするべきかというのは、そう簡単な議論ではないわけですよ。

一部海外では既に規制行為自体も特許の審査と同じに、審査料を取って審査自体が申請者の手数料で行う、今回の規制委員会の設置法の改正のときにもそのことも検討されるべしとたしか議論をされていると思いますけれども、そういう意味では、費用の問題については、そういう観点からも問題があるということは認識して、説明力があるものにされるのが適

切かと思えます。

(鈴木委員長代理) もう1つ、国際的な取組の予算項目がないんですが、核不拡散、核セキュリティについての補助措置を含めて、文科省さんでやっていただいているものがあると思いますが、これについて予算はどうなっていますか。

(増子課長) 経費はほとんど規制庁のほうに移っておりますので、原子力機構の予算という面では核セキュリティとか、核不拡散の技術開発をやっておりますので。

核不拡散の研究費、5,000万ですね。前年比同額でございます。あと技術開発が3,000万です。研究費、技術開発合わせて核不拡散関係で前年が8,000万で、今年の実求が7,000万と、1,000万ほど減っています。

(石川課長補佐) 一応、今申し上げたところが機構の運営費交付金でやっている部分でございます。あとは今核セキュリティの補助金という形で国から出させていただいている部分がございます。そちらのほうがおおよそ5億円弱ぐらいの形で研究開発費ということで計上させていただいているところでございます。

(鈴木委員長代理) その5億円はJAEAさんでやっている。

(石川課長補佐) はい。

(鈴木委員長代理) 核セキュリティ総合支援センター、あの予算も文科省さんですか。

(石川課長補佐) 原子力機構につくりました核セキュリティのセンターに関しての経費を先ほど申し上げた補助金のほうで。

(鈴木委員長代理) 5億円の中から払う。

(石川課長補佐) 計上させていただいて。

(鈴木委員長代理) これは昨年と同じということですか。

(石川課長補佐) 多少の前後はありますけれども、昨年と同程度の。

(鈴木委員長代理) 減っているの。

(石川課長補佐) そこは経費の合理化というようなところで。

(鈴木委員長代理) わかりました。何でそこだけ合理化するのかわからないんだけど。

(増子課長) 一般会計はかなり厳しくて。

(鈴木委員長代理) 一般会計は厳しくなっていると、なるほど。

(石川課長補佐) 失礼いたしました。前年度から9,000万程度増額。あと5億円程度と申し上げたところ、6億強でございます。

(鈴木委員長代理) わかりました。

(近藤委員長) その辺はなかなか、規制委員会との関係をどこかで整理しなければならないものではあるわけですね。私ども規制委員会の話伺ってないから、規制委員会が何をすることもわからない。しかし、そんなことは些細なことであって、規制委員会が我が国としてどの分野に何をどういう投資をするべきかを考えたと言われれば、それでよろしいと思うのです。ただ、一般的には、本来、規制というのは基本的にはリアクティブであるところ、研究というのはある意味ではプロアクティブな意図に基づく行為で有るところに面白み、広い意味の国益があるので、規制当局がつける予算がすべてというのは問題ですね。プロアクティブの分については誰が決めるべきかという議論もあります。私どもは研究開発専門部会から見解をだしていますので、皆さんいろいろ議論していただいたらと思います。

よろしいですか。御説明、ありがとうございました。

(板倉参事官) 続きまして、経済産業省分につきまして、経済産業省原子力政策課宮下課長補佐から御説明をお願いいたします。

(宮下課長補佐) 御紹介いただきました経済産業省原子力政策課宮下でございます。よろしく申し上げます。

お手元の経済産業省関連の原子力関係予算という資料を使用して、簡単ではございますが、原子力関係予算について御説明させていただきます。

1枚目を見ていただくと、原子力関係予算全体としては、26年度要求1,709億円という形になっておりまして、昨年度の1,510億円から200億円程度増額で要求させていただいております。

内訳は、まず1つ目、福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた中長期的取組ということで、福島第一原子力発電所の廃止措置について、国としても全面的に一步前に出て実施するというところで、リスクが高い技術的に困難な研究開発について支援するという予算を増額して要求しております。昨年度87億円程度だったものを125億円と大幅に増加させて要求させていただいております。

具体的な中身は、下のほうを見ていただくと委託費と補助金、2つの種類がございます、合わせて125億円という形になっております。この予算は福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた中長期ロードマップに則って実施するような研究開発を支援する予算でございます。例えば委託費55億円は、燃料デブリの正常把握、処理方法の開発、そのような基盤整備に係るプロジェクトを実施するための予算でございます。

その下の70億円の補助金でございますが、こちらは遠隔除染技術の開発など、装置開発

段階のプロジェクトについて補助するという予算なっております。合わせて125億という形で予算要求しております。また、これとは別に平成25年度の予備費において、汚染水処理対策事業ということで、206億円要求させていただいております。資料には載っておりませんが、206億円予備費でとっております。中身は凍土方式の遮水壁の構築及びより高性能な多核種除去設備の実現ということで、206億円。平成25年度予備費で確保しております。

続きまして、2ページ目、2つ目の柱ですが、原子力発電所の活用に当たり、必要な取組、今後の原子力政策の在り方にかかわらず必要となる取組ということで、1,476億円要求させていただいております。

下のほうを見ますと、まず1つ、どういうことをやっているかということ、さらなる安全対策高度化に向けた技術開発の促進、研究開発費に予算をつけております。軽水炉安全対策高度化等の技術開発ということで、こちらも委託費、補助金、それぞれ要求させていただいております。委託費のほうは、例えば地震の際の機器の揺れを抑えるような制震装置、こういうものが原子力発電所でどのように活用できるかということについての基盤整備を行うようなお金でございます。25億の補助金のほうは、例えばシビアアクシデント時に原子炉内の圧力とか水位、シビアアクシデントの厳しい状況においても原子炉内の圧力、水位が測れるような機器、計装システムの開発について支援する補助金でございます。

1Fの教訓を踏まえて、さらなる安全性対策の高度化ということで、規制を超えるような水準に向けて国として支援をするべきところは支援をしていくという研究開発予算でございます。

続きまして、3ページ目の上の部分で、高レベル放射性廃棄物等の処分に向けた取組ということで、高レベル放射性廃棄物処分の技術開発費ということで、36億円、高レベル放射性廃棄物の処分等に向けた共通認識の醸成。広聴・広報事業ということで、2.6億円と平成25年度、今年度ほぼ同額の予算を要求させていただいております。

研究費のほうですが、継続事業として高レベル放射性廃棄物等の地層処分技術の信頼性、安全性のより一層の向上を目指すということを目的として処分地の選定プロセスにおける精密調査に関わる技術開発や使用済燃料の直接処分に関する技術開発というものを実施する予算でございます。

その下の公聴・広報事業でございますが、高レベル放射性廃棄物の処分事業に対して、様々な方との意見交換を通じて国民との相互理解を深める。例えば双方向シンポジウムとか、

地域における各種団体との連携によって、地層処分に対する理解を深める取組というものを実施していく予算でございます。

3 ページ目の下の半分でございます。原子力発電所関係自治体との信頼関係の構築という予算でございます。これは、経済産業省の中でも大きな部分を占めております。電源立地地域における理解促進という項目の中の交付金が主なものでございます。電源立地地域対策交付金ということで、986 億円、これは立地地域に対する交付金ということで、毎年度決められた額が計上されているものでございます。

その下の2つが公聴・広報、信頼関係の構築に係る予算ということで3.7 億円と新規の予算13 億円合わせて16.7 億円を公聴・広報、信頼関係の構築の予算として計上しております。

上の原子力発電施設公聴・広報等事業は継続事業として、国が立地地域住民の不安を解決し、信頼を回復するための公聴・広報を主体となって実施するための予算でございます。

下の原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業は、国がというよりも立地地域の方々のニーズを踏まえつつ、国がサポートするような形で実施する支援事業という形になっていて、13 億円、新規ということで今年度から新たに実施する予算要求をさせていただいている事業でございます。

続きまして、4 ページでございます。国際社会における責任ある一員としての取組ということで、19.8 億円要求させていただいております。内容ですが、国際共同開発の実施ということで、福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の中で発生する技術開発ニーズというものをとらえながら、OECD/NEAにおいて、過酷事故解析コードの改良や解析コードを用いた炉内状況の調査などの国際共同研究プロジェクトを実施することになっていて、そのための拠出金ということで、0.5 億円要求しております。

その下でございます。国際原子力機関、IAEAの拠出金でございます。こちらは、福島第一原子力発電所の廃炉に係るIAEAの専門家レビューミッションの受入れや国際ハイレベル・アドバイザー・グループをIAEAに立ち上げていただくという形になっておりまして、そのための予算として2.5 億円、今年度の1.2 億円から倍増して予算要求をしております。

更にその下ですが、原子力新規導入国への支援ということで、原子力発電導入国からの専門家を招くことや我が国の専門家の当該国への派遣等を通じて原子力発電導入に必要な法制度、原子力損害賠償制度みたいな、そのような制度の法整備や人材育成等を中心とした支援事業を行うという民間事業者に対して補助を行う事業でございます。こちらは3.3 億と増

額して要求しております。

続きまして、5ページでございます。原子力研究開発の取組ということでございます。真ん中の軽水炉安全対策高度化との技術開発は再掲ですので割愛させていただきます。

その下の国際社会と共同した高速炉の研究開発という項目でございます。こちらは第4世代原子力システム国際フォーラムという、GIFと呼ばれる国際協力の枠組みの中において高速炉の安全設計要件、安全設計の基準みたいなものの標準化に向けた取組というものに我が国としても取り組んでいく。これは震災前から実施していたものでございまして、我が国の責務としてやっていかなければいけないもの。それに取り組んでいくということやフランスやアメリカとの高速炉開発の協力というものも諸外国から提案されておりました、そのような高速技術開発の取組、国際連携における高速炉技術開発の取組というものを実施していく。そのための予算でございます。

最後、6ページでございます。原子力人材の確保、育成の事業ということで、23.3億円を要求しております。

まず、人材育成の確保に向けた取組ということで、安全性向上、原子力人材育成委託費2億円を要求させていただいております。こちらは東京電力福島第一原子力発電所の廃炉や既存原子力発電所の安全確保のために、例えば原子力施設のメンテナンス等を行う現場での技術者、技能者の方の人材育成に活用するような事業や大学等における原子力安全に関する人材等の育成を支援する事業となっております。人材育成、非常に重要な取組だと考えておりました、今年度の1.2億円から2億円という形で増額させていただいております。

その下、原子力海外建設人材育成事業、これは外国政府からの要請等に基づきまして、当該国の原子力発電建設計画において我が国企業が、例えば地震動の評価等を実施することを通じて、我が国の人材と技術の蓄積を強化するというような事業でございます。このような民間事業者に対する支援ということで、15億円要求しております。簡単ではございますが、経済産業省関連の原子力関係予算について御説明いたしました。

(近藤委員長) 御説明、ありがとうございました。それでは、御質問、御意見、どうぞ。

(鈴木委員長代理) 増額がかなりされているということで、特に福島対応のところ強化されているということでありがとうございます。それから、高レベル廃棄物のところで先ほど文科省さんにもお願いしたんですが、直接処分の技術開発は前年度と同じということでよろしいですか。

(宮下課長補佐) 同じような計画の中でやっています。



(鈴木委員長代理) ガラス固化体の処分技術の開発と使用済直接処分、かなりオーバーラップしているということで、金額は少なくともそれなりの知見が得られるという理解でいいのか、今はそれも調べているところなのか、今後使用済直接処分に関する技術開発はどこが足りないのかということ、それをもうちょっと明らかになれば、もっと増えていくのか、この辺がちょっと、別に今日でなくてもいいんですが、昨年度、今年度と全く同じですよという言い方だと何がどういうふうに変ったかわからないので、是非それは確実に進めていただきたいと思います。

それから、国際社会のところなんですが、総額は20億円ぐらいになっているんですけども、書かれているのは、6億円ぐらいしかないんですけど、残りは何が多いんですか。

(宮下課長補佐) フロントエンドの事業がここに計上されておりまして、海外ウランの探鉱事業、これも継続して続けているものですが、それが9億円ぐらい入っています。これは継続して我が国が海外においてウラン炭鉱、権益を獲得するための支援する事業ということで、引き続き継続でやっております。

(鈴木委員長代理) それは国際社会における1員というよりは燃料サイクルですか。

(宮下課長補佐) そういうふうにはちょっと分け方が。

(鈴木委員長代理) フロントエンドの燃料確保のための。

(宮下課長補佐) おっしゃるとおりです。

(鈴木委員長代理) そうすると、以前濃縮ウランの備蓄の事業がありました。

(宮下課長補佐) それも継続して。

(鈴木委員長代理) フロントエンドということで9億円ぐらい入っているということですね。

今の国際社会のところで、IAEAの特別拠出はこれはレビューのためのお金ということでかなり増額されているんですが、先ほど外務省さんから難しいんでしょうけれども、平和利用イニシアティブで5,000万円非常に苦労されたと出ていましたが、こちらでこれだけ増額されているということを見ていると、向こうに行くのは同じなわけですね。だから、協力していただいて、日本全体としてのIAEAに対する協力をできれば維持していただきたいということで、厳しい情勢ではあると思うんですが、協力していただきたいと思います。この辺はそういうお話はなかなかできないものなんですかね。

(宮下課長補佐) もちろんこの要求のときには、話をしながらということで。

(鈴木委員長代理) その辺、是非、もしできればせっきくのイニシアティブを減らさないように協力できなければありがたいなど。

それから、同じところなんですけど、さっきちょっとおっしゃった4番との関係もあるんですけども、高速炉の国際標準化もかなり増えていると。それから、そっちが一番多いんですよ、18億増えている。これが国際協力の強化は我々ももちろん進めていただきたいと思っているんですけども、本来は、国際協力をやったほうが効率がよくなる、資金的にも。国際協力をやればやるほど予算が増えてしまうということになってしまうと、我々の方針をちょっと考えなければいけない。国際協力はありがたいんですが、できれば全体の予算を効率的に使うという意味で国際協力という意味があると思うので、このところも標準化に向けた取組が非常に重要なので我々としてはありがたいんですけども、これだけ増えていると、今後もずっとこれが増え続けるのではないかという心配も、ここら辺はいかがなんでしょうか、これはたまたま今年そういうふうになっているのか。もし、今後このGIFとかASTRIDの協力を続けるとこの程度の規模が今後もずっと必要ですよと考えなければいけないのか。その辺はいかがでしょうか。

(宮下課長補佐) まず、GIFの取組はあと2年ぐらいの予定で、その基準、ガイドラインをつくるという形になっていて、そういう意味では今がピークぐらいのイメージになっていると思います。

あとは国際協力の中で、どういうふうな協力をやっていくのかということについては、まさに諸外国といろいろ調整、議論しているところで、検討次第では増えていくピークが何年後になるかということはあるかもしれません。

(鈴木委員長代理) ということはまだ増えるかもしれないということね。

「もんじゅ」を有効に使ってという話で出ていますけれども、その費用は日本が払っているわけですよ。

(宮下課長補佐) そうですね。

(鈴木委員長代理) 国際協力と言っているけど、それは全部日本が払っているわけですよ。海外からお金をいただいてということはない。

(宮下課長補佐) プロジェクトとしては、私も詳しくは承知していませんが、プロジェクトとしては海外からお金をもらえるようなプロジェクトもあったように記憶しております。

(鈴木委員長代理) だから、国際協力というのは相互のものだから、こっちばかりに負担が増えるというのは、本来おかしい話なので、是非よく考えていただいて国際協力を進めていただきたいと思います。以上です。

(秋庭委員) 御説明、ありがとうございました。

最初の福島第一原子力発電所の事故処理廃炉に関わる研究開発の費用ですが、これは大幅に増額というのは当然だと思うんですが、ASTRIDへの補助金、委託費補助金でしょうか、それはこの中に含まれるのでしょうか。

(宮下課長補佐) この予算がASTRIDのほうへ行って、ASTRIDがマネジメントを行うというような形になっております。

(秋庭委員) それから、2番目に高レベル放射性廃棄物の処分に向けた取組のところですが、技術開発のところではちょっとだけ減っているという感じなんです。技術開発にも是非今後力を入れていただきたいと思っていたので、残念です。2番目の共通認識の醸成、広聴・広報のところ。現在、ますますもって高レベル放射性廃棄物の処分が急がれていますので、この広聴・広報事業は特に今後力を入れていかなければいけないと思います。ところが、今年度と同額でしかもここに書いてある説明が今までと同じで、何も変わりがないような印象を受けてしまいました。現在、ワーキングが開かれておりますが、そのワーキングの決定に従ってまた新規にいろいろ事業を考えると理解してよろしいでしょうか。

(宮下課長補佐) まさに先生おっしゃられたとおり、今、ワーキングをやっておりますので、その結果も踏まえて当然ブラッシュアップというか中身は改善していくという形になっております。

(秋庭委員) そしてその下のところ、自治体との信頼関係の構築のところ、真ん中の広聴・広報事業のところはかなり減額になっています。全体的に経済産業省さんの予算はどれもほとんど大幅増額の中で、これは大幅減額というのが目立っていますが、先ほどの御説明を伺って、その下にあります立地地域基盤整備支援事業で新規に13億円とありますが、こちらのほうで立地地域への支援や取組を強化するという事で考えてよろしいのでしょうか。

(宮下課長補佐) この2つの事業を合わせてそういう信頼関係の醸成、候補地の候補をやっていくと。

(秋庭委員) 合わせて考えればいいということですね。もちろん、立地地域への支援も大変重要ですが、現在エネルギー基本計画が検討されていますが、これが決まった時点でまた国民への理解を広めていく必要があるので、そのことも是非力を入れていただき、合わせて充実していただけるとありがたいと思います。以上です。

(近藤委員長) それでは、よろしいですか。御説明、どうもありがとうございました。

(板倉参事官) 続きまして、鈴木原子力委員会委員長代理の海外出張につきまして、事務局の柳澤政策調査員より説明いたします。

(柳澤政策調査員) 資料第4号にて、鈴木原子力委員会委員長代理の海外出張について御説明させていただきます。

主張先はハンガリーのブタペスト、期間は平成25年10月12日から17日まで。渡航の目的は、10月14日にハンガリーで開催されるTHE HUNGARY-JAPAN ENERGY SEMINARに出席し、福島の影響を受けての原子力産業界の将来に関するセッションで発表を行うほか、各国の政府関係者やエネルギー関連の有識者と意見交換を行うというものです。主要日程については以下のとおりでございます。以上です。

(近藤委員長) よろしくお願ひします。

それでは、その他。

(板倉参事官) その他議題でございます。資料第5-1号としまして、第23回原子力委員会の議事録をまた資料第5-2号としまして、第24回原子力委員会の議事録を配布しています。

次回の会議予定について御案内いたします。次回第38回原子力委員会につきましては、開催日時は10月17日木曜日、13時30分から。場所は中央合同庁舎4号館の2階第3特別会議室を予定しております。なお、開催場所については、今後変更となる場合がございますので、原子力委員会ホームページで案内する予定でございます。それを御確認ください。以上です。

(鈴木委員長代理) これ、議事録、随分古い、何でこんなに遅くなっちゃったんだっけ。

(秋庭委員) 関係者が多いからじゃないですか。

(板倉参事官) 関係者の確認をとるのに時間がかかったということでございます。今後こういうことがないように、なるべく急いでつくります。申し訳ありません。

(近藤委員長) 関係者に確認を求めるのもいい加減にしないといけないね。時間を決めないと。

(板倉参事官) ちょっと改めたいと思います。申し訳ございません。

(近藤委員長) それでは、ほかによろしいでしょうか。

それでは、これで終わります。

ありがとうございました。

—了—